

「かながわスポーツ・プラットフォーム」設置要領

(目的)

第1条 スポーツを通じて、地域活性化や共生社会の実現などの社会的な課題を解決し、豊かな社会を形成するため、スポーツを通じた社会的な課題の解決に取り組む市町村、スポーツチーム、企業、大学、スポーツ団体等が情報を共有し、連携する場として、「かながわスポーツ・プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) プラットフォーム登録団体（以下「登録団体」という。）向け意見交換会、交流会、セミナー等の開催
 - (2) スポーツを通じた社会的な課題の解決に向けた取組の情報共有、情報発信
 - (3) その他プラットフォームの目的を達するために必要な活動
- 2 プラットフォームは、必要に応じてテーマごとに部会を設置することができる。なお、部会の設置運営に関し必要な事項は、事務局が決定する。

(登録要件)

第3条 プラットフォームに登録できる者は、次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 本県におけるスポーツを通じた社会的な課題の解決に意欲又は関心のある市町村、スポーツチーム、企業、大学、スポーツ団体等の団体
 - (2) 県内に団体の所在地（本店、支店、事業所等）を有すること。ただし、県内に所在地を有しない場合にも、県内を拠点として本県におけるスポーツを通じた社会的な課題の解決に関する活動に取り組むことができる団体であると事務局が認める場合は、この限りでない。
- 2 登録団体は、この要領に定めるもののほか、会費、その他の負担及び義務を負わない。
- 3 登録団体は、プラットフォームを通じて得た他の会員に係る情報等を当該会員の同意なく他の者に漏洩してはならない。なお、退会後も同様とする。

(登録申込)

第4条 プラットフォームへの登録申込方法等は、次のとおりとする。

- (1) 登録を希望する団体は、かながわスポーツ・プラットフォーム登録申込書（第1号様式。以下「登録申込書」という。）に必要事項を記入し、事務局へ e-kanagawa 電子申請により送付する。
- (2) 事務局は、登録申込書を確認し、登録に支障がない場合には、登録団体として登録し、速やかに申込者に通知する。
- (3) 事務局は、登録した団体名等について、県のホームページ等で公開する。

(4) 登録申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、登録団体は、遅滞なくかながわスポーツ・プラットフォーム変更届（第2号様式）を事務局に提出しなければならない。

（退会）

第5条 登録団体は、かながわスポーツ・プラットフォーム退会届（第3号様式）を事務局に e-kanagawa 電子申請で送付することにより、プラットフォームを退会することができる。

（登録抹消）

第6条 登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、事務局において登録を抹消することができる。

- (1) この要領に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (2) 解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) その他プラットフォームの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

（事務局）

第7条 プラットフォームの事務局は、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課に置く。

（その他）

第8条 この運営要領に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、事務局が決定する。

附 則

この要領は、令和5年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年3月9日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に登録団体であるものに係る登録要件については、この要領による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。